

後期高齢者医療制度の財政調整交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1 億 0 4 4 9 万円

1 交付金の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)が、後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行う保険である。

財政調整交付金は、後期高齢者医療制度に係る国庫助成の一つとして、同法に基づき、広域連合に対して交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。このうち、特別調整交付金は、広域連合について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、結核性^(注)疾病及び精神病に係る医療給付費が多額である場合に交付される特別調整交付金や、その経過措置として交付される特別調整交付金(以下「結核・精神病特別交付金(経過措置分)」)等がある。

結核・精神病特別交付金(経過措置分)の額は、次のとおり算定することなどとされている。

① 広域連合を組織する市町村(以下「構成市町村」)ごとに、当該構成市町村の被保険者に係る医療給付費に所定の率を乗ずるなどして得た額(以下「調整前調整対象需要額」)のうち結核性^(注)疾病又は精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る額」)の占める割合(以下「結核・精神病に係る額の割合」)を算定する。

② 結核・精神病に係る額の割合が15/100を超える構成市町村について、当該構成市町村ごとに、調整前調整対象需要額に、結核・精神病に係る額の割合から15/100を控除した割合を乗じて得た額の8/10以内の額を算定し、その合計額を結核・精神病特別交付金(経過措置分)の額とする。

そして、結核・精神病に係る額は、傷病名欄に結核性^(注)疾病又は精神病の記載がある診療報酬請求明細書(以下「レセプト」)等のうち、結核性^(注)疾病又は精神病を主要疾病とするレセプト等に係る医療給付費等に基づいて算定することとされている。

厚生労働省は、主要疾病の判定については、レセプト等の記載内容により客観的に判断することが可能であるとして、レセプト等に記載のある診療の対象となった疾病のうち診療報酬等の点数が最大であるものを主要疾病とし、点数の大小によって判定が困難な場合は、診療の対象となった疾病のうち最も重篤であるものを主要疾病とすることとしている。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額

2 検査の結果

長崎県後期高齢者医療広域連合は、平成27年度から30年度までの結核・精神病特別交付金(経過措置分)の算定に当たり、主要疾病の判定について、点数の大小を比較することなく、レセプト等に結核性^(注)疾病又は精神病と認められる傷病名とこれに関連する薬剤の記載がある場合等には結核性^(注)疾病又は精神病が最も重篤である疾病に当たるとして、結核性^(注)疾病又は精神病を主要疾病と判定しており、これに基づいて結核・精神病に係る額を算定していた。この結果、財政調整交付金計979億3458万円のうち計1億0449万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額
長崎県	長崎県後期高齢者 医療広域連合	特別調整交付金(結 核・精神病特別交 付金(経過措置分))	平成 27～30	979億3458万 円	1億0449万 円